

# 人権週間特集

人権週間 12月4日～10日『みんなで築こう 人権の世紀』

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている“幸せに生きていくための権利”であり、かけがえのない大切なものです。

「人権」というと何か難しいものと考えてしまいがちですが、相手の立場や気持ちを思いやることで守られるものなのです。

誰もが幸せに暮らせるように、私たちはお互いに理解し、そして尊重しあいながら共に生きる社会を築いていきましょう。

## 人権週間とは？

昭和23(1948)年12月10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。国際連合はその日を記念し、毎年12月10日を「人権デー」と決めました。日本では、毎年12月4日～10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

# 人権週間ニュース

## ○ 特設人権相談を開設します

ひとりで悩まないで。あなたの心に近づいて相談に応じます。

日時 12月17日(金) 14:00～16:00

場所 市役所別館3階 第3会議室

相談員 羽曳野市人権擁護委員

【問合せ：人権推進課（内線 1053・1054）】

## ○ 市役所コミュニティスクエアにて人権展を開催します

人権週間(12月4日～10日)に、人権に関する展示を行ないます。(土・日をのぞく 9:00～17:30)

【問合せ：人権推進課（内線 1053・1054）】

## ○ きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～

人権週間記念行事として、11月5日(金) LIC はびきの ホールMにおいて、『きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～』を開催し、600人の参加がありました。

基調講演として、佐藤初女(さとう はつめ)さんに「いまを生きる、共に生きる」というテーマでお話をいただき、人を大切にする、思いやる気持ちが一人ひとりの人権を大切にする気持ちへとつながっていくことについて考えました。



## ○ 「京阪モール前広場」で啓発

人権擁護委員などが「人権週間」を呼びかけながら、啓発物品を配布します。

日時 12月3日(金) 13:00～14:30

場所 京阪京橋駅 京阪モール前広場

【問合せ：大阪法務局人権擁護部第三課 (Tel 06-6942-9492)】

## ○ 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」12月10日～16日

12月10日(金)～16日(木)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

※今月の「サラダボール」はお休みします。